

イ 災害関係文書の取扱状況

勸告	説明図表番号
<p>東日本大震災への対応等の歴史公文書等は、適切に保存を行い、紛失等が生じることのないように留意する必要があるとされ、また、ガイドラインでは、このような災害等の非常時における行政文書の取扱いについてのルールの必要性も認められている。</p>	<p>表 2-(3)-イ-① 表 2-(3)-イ-②</p>
<p>ガイドライン別表第 2 では、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような特に重要な政策事項等に関するものについては、保存期間満了時の措置が「廃棄」とされているものであっても国立公文書館に移管することとされており、この重要な政策事項として、阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌 O157 対策等が示されている。</p>	<p>表 2-(3)-イ-② (再掲)</p>
<p>また、東日本大震災への対応については、「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて」(平成 24 年 4 月 10 日付け府公第 86 号内閣府大臣官房公文書管理課長通知)において、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものといえることから、「廃棄」とされているものでも国立公文書館に移管となることがあるとされており、また、行政文書ファイル等の名称に、「東日本大震災」や「東日本大震災関連」等と入れることや、行政文書ファイル管理簿の備考欄に「東日本大震災関連を含む。」等と記述することとされている。</p>	<p>表 2-(3)-イ-③</p>
<p>一方、災害等の非常時における行政文書の取扱いについては、ガイドライン第 11 補則により、各行政機関の必要性等に応じ定めるものとされている。</p>	<p>表 2-(3)-イ-② (再掲)</p>
<p>今回、災害等に関する歴史公文書等を適切に保存することや、被災時における行政文書の取扱いをより適切に行う観点から、本府省や地方支分部局で非常災害対策本部が設けられた大規模災害(広島土砂災害、熊本地震等)に対応したと考えられる 16 府省(本府省及び 18 地方支分部局)を抽出し、災害等に関する文書の整理・保存状況や被災時における行政文書の取扱いを調査したところ、以下のような状況がみられた。</p>	
<p>(ア) 非常災害対策本部が設けられた大規模災害における行政文書の取扱い</p>	
<p>① 現地対策本部が設置された 3 府省の 5 地方支分部局における同本部の文書の整理・保存状況をみると、1 府省の 1 地方支分部局では、「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて」の取扱いに準じて、行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称に災害名を記載している一方、行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称に具体的な災害名を記載していないものが 2 府省の 4 地方支分部局でみられた。</p>	<p>表 2-(3)-イ-④、 ⑤</p>
<p>なお、行政文書ファイル等の名称に災害名を記載しなければ、当該ファイルに記録された情報を将来の災害発生時において活用する際に、容易に探索できず、事務が遅延することや、内閣府や国立公文書館の保存期間満了時の</p>	

<p>措置の審査において、具体的にどのような災害に対応した文書が明らかとされず、移管か廃棄かの適切な判断がなされないおそれがある。</p>	
<p>② 1府省では、熊本地震について、府省の非常災害対策本部を設置したこともあり、当該府省において移管の措置を採るべきものが含まれ得ると考えたことから、適切に作成・保存しているか点検・監査において確認していた。</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑥、 ⑦</p>
<p>(イ) 災害等の非常時における行政文書の取扱い 各府省の行政文書管理規則やこれに基づく細則では、1府省で移管文書のバックアップについて定めている例を除き、災害等の非常時における行政文書の取扱いを定めてはいない。</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑧</p>
<p>(ウ) 制度所管である内閣府の取組 内閣府は、大規模災害における行政文書の取扱いについて、ガイドラインで例示している阪神・淡路大震災関連や上記通知で示している東日本大震災への対応を除き、特段の対応を示しておらず、災害等の非常時における行政文書の取扱いについてもガイドライン第 11 補則に記載の事項以外は示していない。</p>	
<p>(エ) 各府省の意見・要望 上記のとおり、内閣府の取組が不十分であることから、各府省からは、災害等に関する文書の保存や被災時における行政文書の取扱い等について、以下のような支援をしてほしいとの意見・要望があった。</p>	<p>表 2-(3)-イ-⑨</p>
<p>① 大規模災害における行政文書について、適切な保存や保存期間満了時の措置の審査の効率化の観点から、東日本大震災の行政文書ファイル等の取扱いと同様、行政文書ファイル等の名称に具体的な災害名を記載するとともに、保存期間満了時の措置を「移管」と設定するような通知の発出（8 本府省、2 府省の 2 地方支分部局）</p>	
<p>また、当該通知には、大規模災害関係のみならず、その他の移管すべき重要な政策事項等（伊勢志摩サミット、東京オリンピック等）も記載（2 本府省）</p>	
<p>② 被災等で破損した文書の復元や修復について知見や相談先もないことから、文書が被災した場合の対応のための国立公文書館における相談窓口の設置等（4 本府省）</p>	
<p>③ 個人情報に記載された行政文書が多く災害時に持ち出す文書の指定に苦慮していることや、今後発生が危惧される災害に備える必要があるため、災害時の文書の持ち出しや災害発生後の文書の原状回復についての取組事例や方針の明示（3 本府省、5 府省の 7 地方支分部局）</p>	
<p>【所見】 したがって、制度所管である内閣府は、災害等に関する歴史公文書等を適切に保存することや、被災時における行政文書の取扱いをより適切に行う観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ガイドライン別表第 2 の「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な</p>	

政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような特に重要な政策事項等」に何が該当するかについて、より明確化を図ること。また、これらに該当する行政文書ファイル等であることを明らかとするため、「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて」の取扱いに準じ、行政文書ファイル等の名称に具体的な災害等名を付すことについて、併せて示すこと。

- ② 被災時における行政文書の取扱いについて、各府省にとって参考となるような取組事例を収集し、各府省に示すこと。また、各府省において被災した文書の修復への対応が可能となるよう、国立公文書館の専門的な知見を活用し、支援を行うこと。

表 2-(3)-イ-① 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて（平成 24 年 4 月 10 日
付け府公第 86 号内閣府大臣官房公文書管理課長通知）（抜粋）

東日本大震災への対応については、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるようなものとい
いうことから、東日本大震災に関する行政文書ファイル等については、以下の対応をとっていただ
きたい。

（中略）

3. 適切な保存

東日本大震災に関する行政文書ファイル等について、適切に保存を行い、紛失等が生じること
のないように留意すること。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

表 2-(3)-イ-② 行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）（抜
粋）

第11 補則

《留意事項》

○ 各行政機関の必要性等に応じ、国民への閲覧、非常時（災害発生時）における行政文書の取扱い
等について、定めるものとする。

（中略）

別表第 2 の 2 (1) ②

「廃棄」とされているものであっても、1の基本的な考え方に照らして、国家・社会として記録を
共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教
訓が将来に活かされるような以下の重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原菌大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報開法
制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共
催等

（注）下線は当省が付した。

表 2- (3) -イ-③ 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて（平成 24 年 4 月 10 日
付け府公第 86 号内閣府大臣官房公文書管理課長通知）（抜粋）

東日本大震災への対応については、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなものということから、東日本大震災に関する行政文書ファイル等については、以下の対応をとっていただきたい。

1. 名称の設定等

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号。以下「施行令」という。）第8条第1項に行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならないとされていることを踏まえ、次のような対策をとること。

- (1) 東日本大震災に関する行政文書は、原則としてそれ以外の行政文書ファイル等と区別し、東日本大震災に関する行政文書のみを行政文書ファイルにまとめること。この場合、行政文書ファイルの名称に「東日本大震災」や「東日本大震災関連」等を入れること。
- (2) 行政文書の性格上、(1)によることが困難な場合で、東日本大震災に関する行政文書とそれ以外の行政文書を行政文書ファイルにまとめるときには、行政文書ファイル管理簿の備考欄に「東日本大震災関連を含む。」等を記述すること。
- (3) 既に東日本大震災に関する行政文書ファイル等に名称を設定している場合には、「東日本大震災」や「東日本大震災関連」等の文言が入っている場合を除き、行政文書ファイル管理簿の備考欄に「東日本大震災関連」、「東日本大震災関連を含む。」等を記述すること。

（中略）

4. 移管

東日本大震災に関する行政文書ファイル等について、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）別表第2の注において記述しているとおり、同表に列記している保存期間満了時の措置にかかわらず、歴史公文書等として移管が必要となることがあることに留意すること。

（注）下線は当省が付した。

表 2- (3) -イ-④ 「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の扱いについて」の取扱いに準じて、
行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称に災害名を記載しているもの

災害名	機関名	内容
熊本地震	防衛省九州 防衛局	熊本地震に係る対策本部会議の配布資料をつづった行政文書ファイル等について、「平成28年度熊本地震に係る対策本部会議取得資料」との名称で行政文書ファイル管理簿に記載

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -イ-⑤ 行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称に具体的な災害名を記載していないもの

災害名	機関名	内容
平成23年 台風12 号・15号	農林水産省 近畿農政局	「平成23年台風12号・15号」との背表紙を貼付して、一件のファイルとして編てつして保存しているものの、行政文書ファイル管理簿には未記載
平成26年 台風12号 等	農林水産省 中国四国農 政局	「平成26年度台風12号及び11号に伴う大雨等に係る中国四国農政局災害対策本部（8月20日の大雨による被害）」と背表紙を貼付しているものの、行政文書ファイル管理簿には未記載
広島土砂 災害	国土交通省 中国地方整 備局	「平成26年度災害対応に関する文書」と記載されたファイルの背表紙に手書きで「平成26年広島土砂災害No.〇」と記載しているものの、行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称は「平成26年度災害対応に関する文書」と記載
平成23年 台風12号	国土交通省 四国地方整 備局	「平成23年台風12号近畿支援関係資料【紀伊半島豪雨・土砂関係】」と背表紙に記載しているものの、行政文書ファイル管理簿の行政文書ファイル等の名称は「平成23年度災害時の支援対策本部の対応等に関する文書綴り」と記載

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -イ-⑥ 災害関係の文書を適切に作成・保存しているか点検で確認しているもの（抜粋）

設 問	選択肢	回答
平成 28 年熊本地震に関連する行政文書ファイル等について適切に作成しているか	1. 作成している 2. 作成が必要な事務及び事業はなかった 3. 作成していない	

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -イ-⑦ 災害関係の文書を適切に作成・保存しているか監査で確認しているもの（抜粋）

設 問	所見
平成 28 年熊本地震に関連する行政文書ファイル等を適切に作成しているか	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 以下の点で改善が必要である <input type="checkbox"/> 作成が必要な事務及び事業はない

(注) 当省の調査結果による。

表 2- (3) -イ-⑧ 行政文書管理規則に基づく集中管理の推進に関する方針における災害に備えた文書の取扱いに関する規定（抜粋）

<p>第3 その他</p> <p>(3) <u>地震、火災等災害が発生した場合の行政文書の滅失、焼失等に備える観点から、保存期間が30年の行政文書ファイル等のうち、同期間満了後に国立公文書館に移管することとなる予定の行政文書について、各文書管理者は、行政文書ファイル等の名称、保存期間満了日及び文書管理者名を添えて、CD-R等に複写し、適宜、副総括文書管理者に提供するものとする。提供を受けた副総括文書管理者は、当該行政文書ファイル等の移管までの間、中央合同庁舎第2号館以外の庁舎で分散して保存する。ただし、行政文書ファイル等が大部であるなど、複写が困難なものについては、この限りではない。</u></p> <p>なお、複写した行政文書ファイル等について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求がなされた場合、当該行政文書ファイル等の管理者が対応する。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

表 2-(3)-イ-⑨ 災害関係文書の取扱い等に係る内閣府、国立公文書館への意見・要望及びその理由

意見・要望	意見・要望の理由（例）
<p>① 大規模な災害関係の文書について、適切な保存や保存期間満了時の措置の審査の効率化の観点から、東日本大震災の行政文書ファイル等の取扱いと同様、行政文書ファイル等の名称に具体的な災害名を記載するとともに、保存期間満了時の措置を「移管」と設定するような通知の発出（8本府省、2府省の2地方支分部局）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存期間満了時の措置の審査の効率化のため。 ・ 作業に迷いが生じなくなり、保存期間満了時の措置（レコードスケジュール）の審査での内閣府とのやり取りも減ることによる作業の効率化のため。 ・ どの程度の災害が起これば内閣府への移管対象となるのかの判断基準や、どのようなファイルを作成保管しておくべきなのか明らかにしてほしいため。 ・ ガイドライン別表第2の基本的考え方で「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に該当し移管すべきものとして示された【Ⅰ】～【Ⅳ】の考え方では判断が難しいため。
<p>② 災害関係の文書に限らず、移管すべき重要な政策事項等（伊勢志摩サミット、東京オリンピック等）の明示（2本府省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府省の文書管理担当から現場へも指示を出しやすく、現場も迷わないため。
<p>③ 被災文書の修復について、国立公文書館への相談窓口の設置等（4本府省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災等で破損した文書の復元や修復について知見や相談先がないため。
<p>④ 災害時の文書の持ち出しや災害発生後の文書の原状回復についての取組事例や方針の明示（3本府省、5府省の7地方支分部局）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報に記載された行政文書が多く災害時に持ち出す文書の指定に苦慮しているため。 ・ 文書管理や業務継続計画の改定等において参考とするため。 ・ 今後発生が危惧される災害に備える必要があるため。

（注）当省の調査結果による。